

議案第 5 1 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第
9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院勧告及び市の財政状況に鑑み、給料の切替えに伴う経過措置を廃止したい
ため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「なるものには」の次に「、平成26年9月30日までの間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。